

高槻ワーキングニュース

令和7年10月16日からの大阪府最低賃金をお知らせします。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。(厚生労働省)

大阪府の
最低賃金は

令和7年10月16日から

時間額 1,177円

63円 UP

ひとくちしあらいのたあと
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう!!

最低賃金との比較方法（計算方法）について

①時間給の場合	時間給 ≥ 最低賃金額
②日給制の場合	日給 ÷ 1日の平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
③月給制の場合	月給 ÷ 1年間における1か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額
④出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 ÷ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 ≥ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 ≥ 最低賃金額

最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ①精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金



最低賃金に関する
特設サイトもご覧ください！

賃上げサポート情報は
次ページへ！



企業の賃上げを支える助成金・支援策をチェック！！

■賃金引き上げ特設ページ(厚生労働省)

賃金引上げを実現するための各種支援策を包括的に紹介。企業の成長につながる人材確保や生産性向上を目指すための情報を提供しています。

MENU①：賃金引上げに向けた取り組み事例……（取組内容や従業員の声）

MENU②：平均的な賃金検索……（参考となる平均賃金を都道府県別に確認）

MENU③：政府の支援情報……（賃金引き上げや業務効率化に関する支援策）

その他、多数の関連情報を掲載しています。詳しくは…ウェブサイトへ！



■業務改善助成金 …生産性の向上につながる設備投資等を支援

生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合に、要件に応じて費用の一部を助成します。

<補助上限>30万円～600万円 <助成率>3/4～4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入:POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング:国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他:顧客管理情報のシステム化



詳しくは…助成金のウェブサイトへ！

■キャリアアップ助成金 …非正規雇用労働者の待遇改善を助成

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といつてもいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善の取組を実施した事業主を助成しています。

〈対象となる方〉

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時待遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

〈支援内容〉※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円



■中小企業省力化投資補助金(一般型)…省力化システム・設備導入を支援

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせた多様な設備やシステムの導入による省力化投資を後押しします。

補助上限:最大1億円 ※従業員数による

拡充！

補助率:1/3～2/3

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。
※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安



「カスハラ」防止のために必要な措置とは？

令和7年6月に「労働施策総合推進法」の改正が行われ、企業等にはカスハラ防止のため、雇用管理上、必要な措置を講じることが義務付けられます。

同法は令和8年12月までに施行されるため、企業等が講すべき措置の具体的な内容については今後法律に基づく指針で定められます。

■カスタマーハラスメント(カスハラ)とは？

顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為を指します。

顧客などからのクレームは、商品・サービスや接客態度などに対し不満を訴えるもので、それ自体が問題とは限らず、業務改善や新商品・サービスにつながる可能性もあります。

他方で、クレームの中には、過剰な要求や商品・サービスに不当な言いがかりをつけるものもあり、これら不当・悪質なクレームは「カスハラ」に該当する可能性があります。「カスハラ」は、従業員本人に過度なストレスをかけるほか、企業等にも多大な損失を招くことが想定されるため、企業等はこれらから従業員を守る対応をとることが求められます。

■カスハラに該当しうる例

① 顧客等の要求の内容が妥当性を欠く場合

- ・企業等の提供する商品・サービスに瑕疵・過失が認められない場合
- ・要求内容が、企業等の提供する商品・サービスとは関係がない場合



② 要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な言動

<要求内容の妥当性にかかわらず不相当とされる可能性が高いもの>

- ・身体的／物理的な攻撃（暴行・傷害）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言）
- ・威圧的／差別的／性的な言動、従業員個人への攻撃・要求／土下座の要求 等

■企業などにおけるカスハラ対策の基本的な枠組み

～カスハラを想定した事前の準備～

①従業員を守るという企業等の基本方針・姿勢の明確化、従業員への周知・啓発

②従業員の相談対応体制の整備

③対応方法、手順の策定

④従業員への社内対応ルールの教育・研修

～実際にカスハラが起きた際の対応～

⑤事実関係の正確な確認と対応

⑥カスハラを受けた従業員への配慮措置

⑦再発防止の取組

⑧①～⑦と併せて相談者の保護等の対応



詳細はWEBで！
(政府広報オンライン)

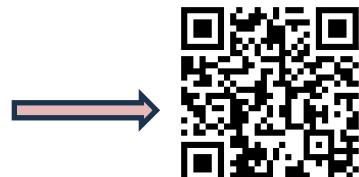


～女性の活躍促進に関する支援情報～

人口減少による労働力不足などに対応するために、企業における人材の多様性を確保することが不可欠になる中、女性の活躍促進が重要な取組の1つとなっています。女性活躍促進は、企業にとってもメリットは多く、女性社員の能力・モチベーションの向上につながり、就業環境の整備による人材確保や定着促進など、さまざまな形で事業活動を支える基礎となります。

■女性応援ポータルサイト（内閣府・男女共同参画局）

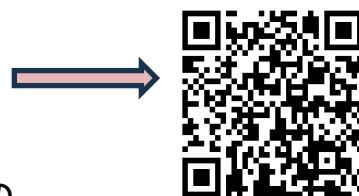
女性のキャリアアップ、ライフステージの支援、働きやすい職場作りなどを推進するための様々な情報を一元的にまとめて提供しています。子育て・介護、再就職から起業まで幅広い情報を揃えています。



◎女性の活躍を実現する企業風土づくり～企業の取組促進～

上記の「女性応援ポータルサイト」のうち、企業が活用できる支援策を集めたページです。

仕事と介護の両立支援や「子育てサポート企業」であることをPRできる、厚生労働大臣が認定「くるみん」の取得など、雇用環境の改善、人材採用などに役立つ支援情報を掲載しています。



■両立支援等助成金

従業員の仕事と家庭の両立支援や女性が活躍できる環境整備に取り組む事業主に対して、以下の助成金制度がございます。

- ① 出生時両立支援コース
- ② 介護離職防止支援コース
- ③ 育児休業等支援コース



詳細については右記のQRコードからウェブサイトをご参照ください。

助成金を電子申請しませんか？

■雇用関係助成金ポータルサイト

厚生労働省の雇用関係助成金には電子申請のサービスがございます。

上記の「両立支援等助成金」についても令和7年10月1日から電子申請の受付を開始しています。



～次回の高槻ワーキングニュースは令和8年3月25日発行予定です～